

## 道路特定財源の確保に関する意見書

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路などの主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行われなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路維持特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9千億円の税収の減が生じ、更に地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6千億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、多くの地方自治体では、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるばかりではなく、除排雪にも支障がでるなど地方の道路整備、維持管理は深刻な事態に陥ることとなる。

さらには、危機的状況にある地方財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、当面、現行の道路特定財源を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年2月25日

名 寄 市 議 会